

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)

要旨

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は六千六百九十九億円、事業支出は六千七百二十八億円であつて、二十九億円の収支不足となる。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成二十一年度は、三か年経営計画の初年度として、放送の自主自律の堅持、信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、日本や地球規模の課題に取り組む番組や地域放送の充実、国際放送による海外への情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織風土改革、構造改革の推進による効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担のための取組強化と受信料制度への理解促進、効率的な契約収納

活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額七千十六億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額六千九百三十二億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、これを着実に遂行すべきものと認めるとしながら、信頼回復のための一層の改革及び受信料の公平負担の徹底に向けた取組が必要であり、その上で、あまねく全国においてデジタル放送を受信できるよう措置する等、公共放送としての使命を確実に遂行し、国民・視聴者の負託に応えることが求められる旨の意見が付されている。